

(地独)長野市民病院第2期中期目標の意見募集(パブリックコメント)の実施状況

- 1 実施期間 平成30年6月25日(月)～7月20日(金)
 2 募集結果 11件(郵送8件、電子メール2件、ファクス1件)

番号	該当する中期目標の項目	お寄せいただいた意見の要旨
1	大項目 前文 (関係部分の抜粋) 法人が、引き続き高度急性期医療の充実を図りながら、在宅医療の推進のため 地域医療機関等との機能分担と連携を更に強化することで、これまで以上に公立病院としての使命と責任を積極的に果たしていくことを求め、ここに第2期の中期目標を定める。	長野市民病院(以下「市民病院」とする。)が多く の患者から信頼される病院として評価されているの は、開院以来、先進的な取り組みを実践してきた医療 スタッフがいたからで、新たな世代は、これまで培っ てきたものを引き継いでいかなければならない。 市民病院が今後飛躍するためには、これまで築き上 げてきた土台を確固たるものとした上で、新たなもの へ挑戦していく必要があり、前文最後から4行目「在 宅医療の推進」の前に「設立時目標の地域に根差した 高度で良質な医療を継続し」を追加してはどうか。
2	大項目 第2 市民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 中項目 1 市民病院が担うべき医療 小項目 (4) 高齢者等に配慮した医療 患者の高齢化による認知症をはじめとする 精神的、身体的症状に適切に対応し、患者 が十分な医療を受けることができるよう認知 症ケアの提供体制の強化等を図ること。 小項目 (5) 急性期後の患者に対する医療 地域の医療機関や介護サービス事業所と緊 密に連携しながら、24時間訪問看護体制の強 化を図るとともに、地域包括ケア病棟におい ては、在宅等からの患者の受け入れを含め、 地域で求められる多様なニーズに応えるよう 努めること。	市民病院で看護小規模多機能型居宅介護 ^(注) を実施 してはどうか。 (注)在宅療養者の状態に合わせて、通所・宿泊・訪問 介護・訪問看護などを一体的に受けることのでき る近年創設された介護サービス
3	大項目 第2 市民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 中項目 4 医療提供体制の充実 小項目 (5) 医療職の人材確保及び育成 提供する医療水準の維持・向上のため、医 師、看護師、その他必要な医療職の確保と質 の高い人材の育成に努めること。 また、チーム医療に貢献できるメディカル スタッフ等の育成に努めること。	この文章からは、通り一遍の感じを受けるととも に、他の病院との違いが分からない。 開院時からの医療スタッフがいるからこそ今後の発 展があり、患者からの信頼性が向上する。 また、医療職だけでなく、事務職も含めた全職員の 大切さを含める必要があるので、1行目「維持・向上 のため、」の後に「開院時からの患者視点での医療提 供を基本として」を「その他必要な医療職」の後に 「等の維持・確保に努め…」を3行目の「また、」の 後に「開院以来培われてきた患者さんからの信頼を維 持向上させるため、全スタッフが対等な視点で」をそ れぞれ加えてはどうか。
4	大項目 第2 市民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 中項目 1 市民病院が担うべき医療 小項目 (6) その他の政策的医療 地域の医療機関と連携、役割分担の上、急 性期で、かつ、高度で専門的な医療を必要と する疾患に対応できる体制の強化に取り組む こと。	人口減少、少子対策の取組として、市内で安全・安 心な出産ができるよう、不妊治療の推進及び早期の産 科開設が必要だと考える。
5	また、人口減少、少子・高齢化対策や中山間 地域対策に市と協働して取り組み、小児心身 症・発達障害等の治療及び不妊治療を推進す るとともに、過疎地域の医療機関との連携に 取り組むこと。 更に、病児・病後児保育の実施についても 検討すること。	「市民病院における不妊治療によって妊娠しても、 産科がないため別の医療機関で出産しなければなら ず抵抗を感じる。」等の意見がある。

番号	該当する中期目標の項目		お寄せいただいた意見の要旨
6	大項目	第2 市民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	うつ病、認知症、精神科救急等に対応するため、精神科が今後必要になるのではないかと。
	中項目	1 市民病院が担うべき医療	
	小項目	(6) その他の政策的医療	
7	地域の医療機関と連携、役割分担の上、急性期で、かつ、高度で専門的な医療を必要とする疾患に対応できる体制の強化に取り組むこと。 また、人口減少、少子・高齢化対策や中山間地域対策に市と協働して取り組み、小児心身症・発達障害等の治療及び不妊治療を推進するとともに、過疎地域の医療機関との連携に取り組むこと。 更に、病児・病後児保育の実施についても検討すること。		これからの高齢者医療及び終末医療の在り方として、ACP（アドバンス・ケア・プランニング） ^(注) への取組や市民啓発に力を注いでいただきたい。 (注) 終末期医療において、患者・家族・医療従事者等が話し合い、今後の療養方針を決定するプロセス
	8		
9	大項目	前文及び第2	今回の第2期中期目標の内容は、基本的に他の公的病院の診療内容や目標とほぼ同じで、他の公的医療機関との違いをどのように見出し、健全な競合と協調を果たそうとしているのか見えてこない。
	中項目	第2の1全般	
	(省略)		
10	大項目	第4 財務内容の改善に関する事項	長野医療圏には、市民病院以外に急性期医療を担う公的病院が3病院あり、それぞれが地域の中核病院として役割を果たしている。 これらの3病院は独立採算で病院を運営しているが、市民病院は毎年高額の「運営費負担金（効率的な病院経営を行ってもなお事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費を賄うための市の負担金）」を受け入れている。 こうした状況は「他の公的病院との健全な競合と協調で地域全体の医療水準に寄与する」とした市民病院設立時の理念に合致しないため、早急に改善すべきである。
	中項目	1 効率的な経営の推進	
	診療報酬改定等の制度改正や医療ニーズに対応した効果的な人員配置と投資による収益力の向上、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めるとともに、経営分析等を通じて、業務の質と量に応じた費用の適正化を図るなど、より効率的な経営を推進し、中期目標期間の各事業年度の経常収支比率は100%以上とすること。		
11	中項目	2 経営基盤の確立	運営費負担金は、他の病院では実施困難な医療や不採算医療を支援する目的で支払われるものと思われるが、市民病院では、救急医療を除き、僻地、感染症、精神、周産期など不採算と言われる診療を行っていないにもかかわらず、市から多額の運営費負担金が支払われている。不採算医療を担った上で、独立採算で運営している公的病院があることを認識すべきである。 また、中期目標の中では「各事業年度の経常収支比率は100%以上とする」との記載があるが、目標とすべきは運営費負担金を除いた「純医療収支比率」を100%以上とすることではないのか。平成30年度の年度計画においても12.5億円の運営費負担金が計上されており、このような多額の資金が一医療機関にのみ渡っていることに疑問を感じる。市の医療行政は厳しい財政状況の中で自由度を欠いており、限られた財源を有効に活用してほしい。
	市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを十分に認識し、自立した経営基盤の確立に向け、更なる経営の健全化に取り組むこと。		